

# EUにおける企業の 非財務情報開示指令案を巡る動向

2014年 5月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

2014年2月26日、欧州議会と理事会が2013年4月に欧州委員会が発表した非財務情報開示に関する指令案<sup>1</sup>の修正内容に合意した旨の発表がなされた<sup>2</sup>。2014年4月後半から始まる欧州議会選挙を目前に控え、議会側が理事会に譲歩して同指令の採択を急いだ形となった。この合意により、修正案が4月15日開催の（選挙前最後の）欧州議会本会議に続いて理事会でも正式承認を受け、EU官報で公表された後施行される見通しとなった。加盟国は、新指令の施行後遅くとも2年以内に国内法を整備することになる。

今回の合意は、新指令の適用対象を500人超の従業員を持つ「公共の利益に関わる法人（Public Interest Entities）」に限定したことから、日本企業が直ちに影響を受けるとはいえない。しかし、合意に至る過程での議論を踏まえれば、4年後の2018年に予定される指令見直しにおいて対象企業が広がる可能性が十分にあること、そして非財務情報開示の新指令に沿った欧州主要企業の対応及びその取組みを評価する動きがさらに高まる見通しとなったことに留意する必要がある。その意味で、今後欧州委員会が策定する対象企業による新指令への対応を促すためのガイダンスの内容も注視しておく必要がある。

2014年4月時点の公開情報に基づき欧州議会と理事会の合意内容を中心にまとめた。

## 目次

1. 背景.....	1
2. 欧州議会と理事会の論点.....	2
3. 欧州議会と理事会が合意した内容.....	5
(1) 対象企業.....	5
(2) 開示内容.....	6
(3) 報告枠組み.....	6
(4) ダイバーシティ.....	6
(5) ガイドライン.....	6
(6) 国別報告.....	7
(7) 監査.....	7
4. 今後の見通し.....	7

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

<sup>1</sup><http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2013:0207:FIN:EN:PDF>

<sup>2</sup>[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/intm/141189.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/intm/141189.pdf)

## 1. 背景

2013年4月に欧州委員会が発表した非財務情報の開示に関する指令案（第4次及び第7次EU会計指令の改正案、それぞれ78/660/EECと83/349/EEC）は、企業の年次報告書における財務情報に関する従来の規制に加え、環境、社会、ガバナンスなどの非財務情報の開示に関する規制を追加するものである。

同措置の規制化は、2011年1月から実施されたコンサルテーション、2011年4月の単一市場法令、同年10月のコミュニケーション「企業の社会的責任の新戦略2011-2014」などで既にその方針が打ち出されていた。しかしながら、企業活動への負担などを理由にドイツなどの加盟国や産業界（ビジネスヨーロッパなど）から規制化への根強い反対があり、同指令案の発表は2012年12月までにといい当初の予定よりも大幅に遅れることとなった。2013年2月に欧州議会が関連する2つの決議を採択したことで、欧州委員会はようやく同年4月になって同指令案の発表にこぎつけられた経緯がある。

欧州委員会の指令案（以下「欧州委員会原案」という。）は、上記の経緯もあり、非財務情報の開示を義務付けつつも企業の負担に配慮し、自主性を尊重する内容となった。しかし、同内容を巡っては、企業、NGOを問わず域内の幅広いステークホルダーからの批判、反発が起き、様々な修正を求める動きが表面化した。ビジネスヨーロッパを始めとする企業ステークホルダーからは、主に、義務付けは国際的な競争力を削ぐとの意見やリスク開示が企業の極秘情報に抵触する可能性への懸念が出された。また、規制化への対応により企業が負担する追加コストを欧州委員会は年間5千ユーロに過ぎないと試算しているが、実際は数十倍（15万5千ユーロから60万4千ユーロ）に上るとの指摘もあった。

一方、ECCJ（企業正義のための欧州連合）やWWF（世界自然保護基金）などのNGOは、欧州委員会原案はあまりにも企業に柔軟性を与えた内容だとして、モニタリングや監査などのコントロール・メカニズム、比較可能性を考慮したパフォーマンス指標（KPI）の開発、サプライチェーンを報告対象に追加すべきなどの意見を出した。さらに、議長国（当時はリトアニア）が、欧州委員会原案をさらに緩和した内容の妥協案を提示したこと、欧州議会が企業の機密保持に配慮した条項を追加したことも問題視した。<sup>3</sup>

加盟国レベルでは、フランスやデンマークなど、非財務情報開示規制で先行する国と企業重視の傾向が強い英国やドイツの間で意見が分かれる結果となった。フランス政府は2013年7月に欧州委員会原案に対する提案書を発表し、同国において2012年より義務付けられている第三者による開示情報の認証や特定のパフォーマンス指標の導入を求めた。一方、ドイツ政府は、大企業は既にこうした非財務情報を開示しており更なる情報開示を規制化する必要はない

---

<sup>3</sup><http://www.corporatejustice.org/ECCJ-position-paper-Making-EU.html?lang=en>  
<http://www.corporatejustice.org/Press-release-MEPs-back-binding.html?lang=en>  
<http://www.wwf.eu/?213372/EU-Parliament-votes-to-make-big-companies-disclose-environmental-and-social-impact>

との立場をとった。<sup>4</sup>

欧州議会は、担当する法務委員会所属議員の大半が基本的には欧州委員会原案を踏まえつつさらに厳格なアプローチを求めたラポーターのラファエル・バルダザー議員の報告書を支持した。しかし、ドイツの中道右派 EPP 党の議員グループは、企業の経済的負担や作業負荷を理由に同原案の廃止を求めた。報告義務付けの対象を上場企業に絞るべきとの意見や従業員 500 名の枠組みを見直すべきとの意見もあった。また、緑の党はサプライチェーンを報告対象に含むよう求めた。

このように欧州委員会が 2013 年 4 月に指令案を発表して以降、域内ステークホルダーは、情報開示による負担増を恐れる報告主体の視点に立つグループと、より高い透明度を求める情報ユーザーの視点に立つグループに分かれて対立することとなった。

表：欧州委員会原案発表後の主な動き

2013 年 4 月 16 日	欧州委員会原案を発表
2013 年 9 月 17 日	EU 議長国リトアニアが妥協案を発表 <sup>5</sup>
2013 年 11 月 26 日	欧州議会法務委員会がラポーターのラファエル・バルダザーレ (Raffaele Baldassar) 議員の報告書草案について審議 <sup>6</sup>
2013 年 12 月 13 日	加盟国常駐代表委員会が議長国に対し、欧州議会との非公式な三者協議の交渉マンデートを付与 <sup>7</sup>
2013 年 12 月 17 日	欧州議会法務委員会がバルダザーレ議員の報告書（決議）を採択 <sup>8</sup>
2013 年 2 月 26 日	欧州議会と理事会が修正案の内容に合意した旨を発表

## 2. 欧州議会と理事会の論点

欧州議会の法務委員会は、2013 年 12 月の決議において、交渉案件や企業の将来的な発展に悪影響を与えかねない機密事項を報告対象から外して、「主要な」リスクのみに限定して開示するよう、企業自身が決められる柔軟性を認めた。またサプライチェーンの精査プロセスの方針とその実施方法を報告するよう提案した。報告枠組みについては、欧州委員会が企業の柔軟性を尊重し特定の枠組みを指定しなかったのに対し、比較可能性の向上を理由に国際的に認知された枠組みの使用を促した。

一方、加盟国の意見集約を図るために議長国リトアニアが 2013 年 9 月に発表した妥協案は、対象企業を上場企業に限定し、英国企業法を参考に、報告の義務付けを「企業の発展や業績、ポジションを理解する上で必要な程度」に限定することを提案した。また、同妥協案は、2013

<sup>4</sup> 以下のリトアニア議長国の妥協案（2013 年 9 月 17 日）を参照。

<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&t=PDF&gc=true&sc=false&f=ST%2013551%202013%20INIT>

<sup>5</sup> 上記のリトアニア議長国の妥協案（2013 年 9 月 17 日）参照。

<sup>6</sup> 以下の欧州議会ラポーターのラファエル・バルダザーレ議員の報告書（2013 年 10 月 17 日付け）を参照。

[http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009\\_2014/documents/juri/pr/1006/1006774/1006774en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2009_2014/documents/juri/pr/1006/1006774/1006774en.pdf)

<sup>7</sup>

<http://www.eu2013.lt/en/news/pressreleases/member-states-mandate-the-presidency-to-negotiate-on-directive-regarding-disclosure-of-non-financial-and-diversity-information>

<sup>8</sup> 以下の欧州議会ラポーターのラファエル・バルダザーレ議員の最終報告書（2014 年 1 月 8 日付け）参照。

[http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201401/20140127ATT78212/20140127ATT78212\\_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/document/activities/cont/201401/20140127ATT78212/20140127ATT78212_EN.pdf)

年 5 月 22 日の欧州理事会合意<sup>9</sup>に基づき、事業展開国で納税などが適正に行われていることを示すため、国別に売り上げや利益を報告するとの規定を盛り込み、親会社が子会社の事業も含めて対応すべきだとした<sup>10</sup>。しかし、報告の義務付けそのものに反対する加盟国が多かったため、全体としては同指令案を弱める内容となった。

表：主な論点の比較

	欧州委員会原案	理事会妥協案	欧州議会決議 <sup>11</sup>
対象企業	従業員数 500 名超かつ資産合計 2,000 万ユーロ又は純売上 4,000 万ユーロの企業	従業員数 500 名超の上場企業	従業員数 500 名超の企業
開示内容	企業は年次報告書において少なくとも、環境、社会、雇用、人権、腐敗や贈賄の防止に関する企業の方針、方針実施の結果、関連するリスクと企業の対応方法を含む非財務情報を開示する。 これらの方針がない場合はその理由を説明する。	「企業の発展や業績、ポジション、その活動の影響を理解する上で必要な程度（に開示する）」を追加。 将来の事業発展や交渉に関する情報は、企業にとって不利益となる場合は開示しなくてもよい。	開示内容に労使交渉を追加。 報告する非財務情報は左記領域に影響を与える「企業の活動」と定義。 サプライチェーンや下請け企業に対する精査（デューデリジェンス）方針を追加。 報告期間に起こった重要な事象の報告を追加。 これらの事象に関し、企業活動や事業、製品、サービス、取引関係（business relationship）に悪影響を与える可能性のある「主要な」リスクとその対応方法を報告する。 将来の事業計画や交渉案件に関する情報は、企業のビジネス上不利益となる場合は開示しなくてもよい。

<sup>9</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/137197.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/137197.pdf)

<sup>10</sup> 以下の通り、資源採掘産業については既に指令 2013/34/EU により国別報告が義務付けられている。  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-13-541\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-541_en.htm)

議長国は、上記の欧州理事会合意に基づき、同様の国別報告を非財務情報規制にも盛り込もうとしたが、実際には反対する加盟国も多かった。そのため、最終的には欧州議会との協議において結論を先伸ばしすることで合意した。

<sup>11</sup> 前述のラファエル・バルダザーレ議員の最終報告書（2014年1月8日付け）に基づく。

<p>報告枠組み</p>	<p>加盟国、EU、又は国際的な報告枠組みを使用し、使用した枠組みを明記してもよい。 (注:国連グローバルコンパクトなど具体的な報告枠組み名を列挙しているが、特定の枠組みの使用を義務付けていない)</p>	<p><u>国際的報告枠組みに基づいた加盟国、EU、又は国際的な報告枠組みの要件</u>を使用してもよい。 すでに非財務情報を自主的に開示している企業は、非財務情報を事業報告書とは別の報告書又はウェブサイトを開示してもよい。</p>	<p>国連ビジネスと人権に関する指導原則、UN グローバルコンパクト、OECD 多国籍企業ガイドライン、多国籍企業及び社会政策に関する原則の <u>ILO 三者宣言を使用しなくてはならない</u>。 その他の国際的枠組みを追加的に使用してもよい。 その場合は使用した枠組みを明記しなくてはならない。 非財務情報を事業報告書において開示しなくてはならない。</p>
<p>ダイバーシティ</p>	<p>上場企業は、社外取締役の年齢、性別、地理的背景、教育、職歴などを開示しなくてはならない。</p>	<p>欧州委員会原案と同じ。</p>	<p>開示要件に障害の有無を追加。 取締役会に労働組合の代表者を入れることはダイバーシティの観点から好ましいとの記述を追加。</p>
<p>ガイドライン</p>	<p>記述なし</p>	<p>記述なし</p>	<p>欧州委員会は指令発効後の 12 ヶ月以内に適切な非財務パフォーマンス指標 (KPI)、メソドロジー、国際的な枠組みについてガイドラインを出す。</p>

国別報告	大企業は売上と利益を国別に報告しなくてはならない。 12	国別報告を CSR の重要要素とみなす。親会社は加盟国法の適用を受けず、子会社が特定加盟国法の適用を受ける場合でも、グループ(親会社)として適用されるべき。	欧州委員会は 2018 年の指令見直しの際に、大企業に対し、利益、税額、補助金などに関する国別報告を義務付けるかどうかを検討提案する。
監査	法定監査人が出す報告書において、非財務情報を含む年次報告書の整合性についての意見を表明しなくてはならない。	法定監査人又は監査企業は義務付けられた情報が開示されているか確認し、意見を表明しなくてはならない。	法定監査人又は監査企業は義務付けられた情報が開示されているか確認し、意見を表明しなくてはならない。

### 3. 欧州議会と理事会が合意した内容

欧州議会と理事会の間で 2014 年 2 月 26 日に合意に至る協議においては、主に義務付けの対象企業の定義とサプライチェーンの扱いが論点となった<sup>13</sup>。協議の結果、欧州委員会原案の通り、欧州の大企業に対し、環境、社会、雇用に関する情報開示を義務付けることとなったが、報告すべき内容は、(議長国リトアニアの妥協案に基づき) 企業の発展や業績、ポジション、その活動の影響を理解する上で必要かつ簡潔で有用な情報とされた。また、事業報告書とは別の報告書で、グループ全体の非財務情報を開示できるとされた。<sup>14</sup>

#### (1) 対象企業

500 人超の従業員を持つ「公共の利益に関わる法人 (PIE: Public Interest Entities)」に報告を義務付けることで合意した。PIE の定義は、①上場 (及び非上場) の企業、②銀行 (信用機関)、③保険会社の他、事業内容や規模、動向などから、加盟国が PIE として指定した企業であり、中小企業は含まれない<sup>15</sup>。欧州委員会原案では、上場・非上場を問わず一定の資産・純

<sup>12</sup> 国別報告案は、欧州委員会の非財務情報開示規制原案には含まれていない。しかし、前述の通り、2013 年 5 月の欧州理事会合意ならびに資源採掘産業の透明性改善のための指令改正で同案が採択されて以降、欧州委員会は非財務情報規制枠組みに同案を盛り込む意向を表明していた。

<sup>13</sup> 詳細は、以下の EuropeanVoice の 2014 年 2 月 26 日付けの記事参照。  
<http://www.europeanvoice.com/article/2014/february/new-eu-rules-require-companies-to-report-social-impact-/79827.aspx>

<sup>14</sup> [http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/intm/141189.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/intm/141189.pdf)  
[http://europa.eu/rapid/press-release\\_STATEMENT-14-29\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-14-29_en.htm?locale=en)  
[http://www.corporatejustice.org/IMG/pdf/media\\_briefing\\_26-02-2014.pdf](http://www.corporatejustice.org/IMG/pdf/media_briefing_26-02-2014.pdf)

<sup>15</sup> こうした対象企業の定義に含まれる日本企業は見当たらない。なお、「公共の利益に関わる法人 (Public Interest Entities)」に関する EU の定義は、指令 2004/39/EC の第 4(1)条 14 項に基づき加盟国の規制下にある市場で取引が認められる証券を持つ企業又は団体、指令 2000/12/EC 第 1 条 1 項で定義される信用供与を行う機関、指令 91/674/EEC 第 2(1)条に基づく保険会社、となっている。

売上を持つ 500 名超の企業を対象とすることで、結果として約 18,000 社が規制対象となると見込まれていた。しかし、今回の合意では、報告義務付け対象は上場企業を原則としながら公共性を基準に対象を若干広げることとしたため、対象企業は約 6,000 社に絞られる見込みとなった。現在欧州には約 42,000 社の大企業があり、そのうち社会・環境情報を既に開示している欧州内企業は約 2,500 社である。したがって、新指令による実質的な開示企業の増加は 3,500 社程度に留まることになる。

## (2) 開示内容

人権の尊重や腐敗、贈賄に関する企業の対応方針、環境、社会、雇用に関する方針、それら方針を実施した結果と関連する「主要な」リスクについて情報を開示し、これらの情報を開示しない場合はその理由を明確な根拠に基づいて説明を行う「遵守又は説明 (Comply or explain)」アプローチを導入することで合意した。

欧州議会が提案した、「報告期間に起こった重要な事象の報告」は加盟国の強い反対により却下された。なお、「サプライチェーン」の表現は使用されていないものの、開示内容には（欧州議会の提案に基づき）取引関係 (business Relationships) すなわち実質的なサプライチェーンに関連した主要なリスクが含まれることとした。ただし、これは企業が「重要で適切」と見なした場合に限定される。さらに、加盟国は、企業にとって深刻な悪影響を受ける可能性がある場合、将来の事業展開や交渉中の案件について情報開示を免除することができる（又は、情報開示の免除要件を規定することができる）こととした。

## (3) 報告枠組み

比較を促すために特定の枠組みを指定する欧州議会原案は却下され、企業は既存の加盟国、EU、国際的な枠組みから選択できることとなった。また、こうした枠組みを使用しなくてもよい。指標についても特定の指標の使用は義務付けられず、企業が自由に定義、選択することができることとした。

## (4) ダイバーシティ

大規模な上場企業は取締役に関する、年齢、性別、教育、職歴などのダイバーシティ方針、その目的、実施方法と結果を開示しなくてはならない。また、ダイバーシティ方針のない企業はその理由を説明しなくてはならないこととした。

## (5) ガイドライン

水や土地の使用、温室効果ガス排出、原料の使用などの報告方法について、欧州委員会は今後 2 年以内にガイドラインを発表することとした。なお、欧州委員会は 4 年後に本指令の見直しを行うため、2018 年 7 月に発表する報告書を出すこととした。

## (6) 国別報告

上記の4年後の見直しのための報告書において、欧州委員会は、利益、税額、補助金などについて、事業活動が行われる加盟国又は第三国毎についての年次報告を大企業に義務付けるべきかについての検討結果を示すこととした。同報告書は、国際的な財務報告における透明性向上の枠組みが進化していればそれを考慮することとしている。

## (7) 監査

監査においては、提供された情報が規制に合致しているかを確認するが、情報が正確かどうかは確認しないこととした。

## 4. 今後の見通し

理事会と議会が今回急遽合意に至った背景には、欧州議会が2014年4月14日～17日の本会議の後に選挙に入るため、もし同本会議で審議採択できなければ同指令の成立が大幅に遅れることに（年内の採択が難しく）なるという事情があった。そのため、欧州議会は加盟国に対し早急な合意を求め、法案成立の遅れを懸念するNGOからも常駐代表委員会に対し決断を急ぐよう強い働きかけがなされた。<sup>16</sup>しかしながら、そもそも報告の義務付けそのものに反対する加盟国が多かったため、欧州議会側が理事会に譲歩して合意せざるを得なかったとみてよい。

今回の合意内容に関し、欧州委員会の域内市場サービス担当のミッシェル・バルニエ欧州委員は「欧州には大企業の非財務情報の透明性に関する新たな規則が必要。欧州議会と理事会の合意内容は欧州委員会原案のこうした基本目的を支持するもの」として歓迎している。<sup>17</sup>

一方、より厳しいアプローチを求めていた（フランスなどの）一部加盟国やNGOは同指令案の内容が弱体化したとして不満を表した。ECCJは、報告義務付けが透明性と説明責任を向上するツールとなるとして歓迎する一方、ドイツ、ポーランド、英国など一部の加盟国により対象企業の範囲が狭められたと批判した。また、（モニタリングや監査の強化などの）実質的なコントロール・メカニズムが取り入れられなかったことも問題視している。欧州委員会は、これらの批判も踏まえて2018年に見直し作業を行うことになる。

今後、合意した修正案は理事会と欧州議会における正式な承認プロセスに入る。欧州議会本会議における審議と採決は2014年4月15日に行われ、その後、理事会による正式な承認を受けて<sup>18</sup>、新指令がEU官報で公表されることになる。加盟国は新指令施行後2年以内に国内法を整備することになっているため、対象企業は、遅くとも2017年から新指令に基づく事業報告書を発行しなければならない。日本企業も将来的に規制対象となる可能性も踏まえ、欧州における非財務情報開示の新指令に沿った主要企業の対応及びその取組みを評価する動きを引き続き注視していく必要がある。

---

<sup>16</sup> ECCJを始めとするNGOの以下の\_共同声明（2014年2月21日付け）を参照。

<http://www.foe.co.uk/sites/default/files/downloads/letter-ecj-coalition-regarding-make-it-better-law-45490.pdf>

<sup>17</sup>[http://europa.eu/rapid/press-release\\_STATEMENT-14-29\\_en.htm?locale=en](http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-14-29_en.htm?locale=en)

<sup>18</sup> 加盟国常駐代表委員会（Coreper）では、2014年2月26日に既に承認されている。

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：EUにおける企業の非財務情報開示指令案を巡る動向

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～